浄化槽の維持管理と法定検査受検の案内

浄化槽をお使いの皆様へ 浄化槽は浄化槽法に基づき、「法定検査」と「保守 点検」、「清掃」の3つを適正 に行わなければなりません。なお、それぞれにつ いて費用(手数料)がかかります。

浄化槽の維持管理

保守点検	「保守点検」では浄化槽の機能を維持するために、機器類の 調整や消毒薬
	の補充等を実施します。(処理方式や処理対象人員によって回数は異なりま
	す。)保守点検は、浄化槽法に定められ技術上の基準に従って行われなけれ
	ばいけませんので、浄化槽管理士の資格を持ち、知事の登録を受けた保守点
	検業者に委託してください。
清掃	浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これを
	そのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。「清掃」では、
	汚泥の引き抜き等を、年に1回以上行わなければなりません。清掃は、市町
	村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。
	村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

○清掃や保守点検がきちんと行われないと、浄化槽から汚物や汚水が流れ出て、川の汚れ や悪臭の原因になります。必ず実施してください。

法定検査(定期水質検査)

浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認 するのが、「法定検査」です。

「保守点検」「清掃」とは別に、定期検査を年に1回必ず受けなければなりません。 検査は、大分県知事が指定した検査機関である(公財)大分県環境管理協会が行います。

- ○年1回の法定検査は、お使いの浄化槽からの放流水をチェックし、その結果は保守点検など、ふだんの維持管理に生かされる重要な検査です。
- ○(公財)大分県環境管理協会から受検案内が送付されましたら、必ず法定検査を受検してく ださい。

合併処理浄化槽への転換について

トイレ排水のみを処理する単独処理浄化槽をお使いの皆様は、台所や風呂、選択排水を一緒に処理し、排水の汚れが約1/8になる合併処理浄化槽への転換に努めましょう。 補助制度等については、日出町住民生活課におたずねください。

〈お問い合せ先〉

- ○大分県東部保健所 衛生課 生活衛生・環境班 電話:0977-67-2513 FAX:0977-67-2512
- 〇日出町役場 住民生活課 電話:0977-73-3128 FAX:0977-72-7294